条 例 案 の 概 要

議案第41号 幸手市職員の育児休業等に関する条例及び幸手市職員の勤務 時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

1 内 容

- (1) 幸手市職員の育児休業等に関する条例の一部改正
 - ア 育児休業の取得回数制限の緩和等

育児休業の取得回数制限が緩和され、原則2回まで育児休業を取得できるようになることに伴う規定の整備

- (ア) 育児休業の取得が原則2回までできるようになり、育児休業等 計画書の申出は不要となることから、関係規定を削除するもの
- (イ) 引き続いての採用又は更新による再度の育児休業について、非 常勤職員と同様に任期付職員も含めて取り扱うようにするもの (第1条中第3条関係)
- イ 非常勤職員の子の出生後57日以内の育児休業の取得要件の緩和 非常勤職員の子が1歳6か月に達する日までに任期が満了し、引 き続いて採用又は更新の見込みを満たすことで育児休業を取得でき る要件について、子の出生後57日と6月を経過する日までと緩和 するための規定の整備

(第1条中第2条関係)

- ウ 非常勤職員の子の1歳以降の育児休業の取得の柔軟化
 - (ア) 非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日とする要件について、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定の整備
 - (イ) 非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する 日とする要件について、(ア)と同様に、夫婦交替での取得や、特 別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定の整 備
 - (ウ) (ア)の改正に併せ、非常勤職員の子が1歳以上の期間における 育児休業の取得要件を確認しない場合の要件を定めるもの

(第1条中第2条、第2条の3及び第2条の4関係)

エ その他所要の規定の整備

(第1条中第3条の2及び第9条の2関係)

(2) 幸手市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正 育児参加のための休暇の対象期間の拡大

育児参加のための休暇について、その対象期間を産後8週間を経過する日までを子が1歳に達する日までに拡大するための規定の整備 (第2条中第14条関係)

- 2 施行期日等
 - (1) 施行期日令和4年10月1日
 - (2) 経過措置

この条例の施行日の前に任命権者に対して育児休業等計画書を提出することにより育児休業を申し出た場合の適用については、なお従前の例による。

議案第42号 幸手市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の 条例

1 内 容

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年の引上げ等に関し必要な 事項を定めるとともに、関連条例の一部改正及び廃止をするもの

(1) 幸手市職員の定年等に関する条例の一部改正

ア 定年の引上げ

職員の定年を段階的に引き上げ、60歳から65歳とするための改正

令和	5年4月1日から令和 7年3月3	3 1 日まで	6 1 歳
令和	7年4月1日から令和 9年3月3	3 1 日まで	6 2 歳
令和	9年4月1日から令和11年3月3	3 1 目まで	6 3 歳
令和1	1年4月1日から令和13年3月3	3 1 目まで	6 4 歳
令和1	3年4月1日以降		65歳

(第1条中第3条及び附則第3項関係)

イ 管理監督職勤務上限年齢制の導入

管理職手当を支給される職員を管理監督職とし、管理監督職勤務 上限年齢の60歳に達した職員については、翌年の4月1日までに 管理監督職以外へ降任させる規定を追加

(第1条中第6条、第7条及び第8条関係)

ウ 定年前再任用短時間勤務制の導入

60歳に達した日以後に退職した者を定年退職日相当日(アの定年に達した日後における最初の3月31日)に達するまでの間、短時間 勤務の職に採用することができる規定を追加

(第1条中第12条関係)

エ 情報提供・意思確認制度の新設

職員に60歳以後の任用、給与等に関する情報を提供し、60歳 以後の勤務の意思を確認する規定を追加

(第1条中附則第4項及び改正附則第11条関係)

- (2) 幸手市職員の再任用に関する条例の廃止と暫定再任用制度 定年の引上げに伴い、現行の再任用制度を廃止し、定年を引き上げ る間は、現行と同様の暫定的な再任用制度を措置する規定を追加
 - (第12条及び改正附則第3条関係)
- (3) 幸手市職員の給与に関する条例の一部改正

職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の給料月額は、職務の級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする(以下「給料月額7割措置」という。)規定を追加

(第5条中附則第18項関係)

- (4) 職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部改正 給料月額7割措置を条例による降給と位置づける規定を追加 (第2条中附則第2項関係)
- (5) 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正 減給処分の期間中に給料月額7割措置の適用を受けることとなった 場合は、減給額の上限を、措置適用後の額の10分の1に相当する額

とする規定を追加

(第3条中第3条関係)

(6) その他の関係条例の一部改正

地方公務員法の一部改正に伴う引用条項の整理、再任用制度の廃 止に伴う用語の整理等その他所要の改正に係る条例の一部改正

- ア 幸手市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 (第4条関係)
- イ 幸手市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

(第6条関係)

- ウ 幸手市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正 (第7条関係)
- エ 幸手市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正 (第8条関係)
- オ 幸手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正 (第9条関係)
- カ 幸手市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正 (第10条関係)
- キ 幸手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正 (第11条関係)

2 施行期日

令和5年4月1日(上記内容1(1)エの令和5年度中に60歳に達する職員に対する情報提供及び意思確認に関する規定については、公布の日)

- 議案第43号 幸手市議会議員及び幸手市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例及び幸手市議会議員及び幸手市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 1 内 容

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)の一部改正に伴い、選挙運動に係る公費負担の限度額を国に準じて引き上げるもの

(1) 選挙運動用自動車の使用の公営

改正前(日額) 改正後(日額)

ア 自動車の借入れ 15,800円 → 16,100円

イ 燃料代 7,560円 → 7,700円

(第1条中第4条関係)

(2) 選挙運動用ポスターの作成の公営

改正前 改正後

ア 印刷単価 525円6銭 → 541円31銭

イ 企画費 310,500円 $\rightarrow 316,250$ 円

(第1条中第9条関係)

(3) 選挙運動用ビラの作成の公営

改正前(1枚当たり) 改正後(1枚当たり)

7円51銭 → 7円73銭

(第2条中第4条及び第5条関係)

- 2 施行期日等
 - (1) 施行期日 公布の日
 - (2) 適用区分 施行の日以後その期日を告示される選挙から適用

議案第44号 幸手市手数料条例等の一部を改正する条例

1 内 容

(1) 建築基準法の一部改正に伴う引用条項の改正

(第1条中別表43の項及び52の項関係)

(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)の一部改正に伴い長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料の額を定めるもの

(第1条中別表59の項及び61の項関係)

(3) 幸手市手数料条例の一部を改正する条例(令和3年条例第28号) で制定した別表59の項から62の項までの改正規定に係る経過措置 の効力についての期限を設定するもの

(第2条中附則第3項関係)

2 施行期日

- (1) 上記内容(1)の改正規定 公布の日
- (2) 上記内容(2)の改正規定 令和4年10月1日
- (3) 上記内容(3)の改正規定 令和5年2月20日